



Think Big!

大田運輸区分会の執行委員長に対する、 不法かつ不当な異動の懲憑は、撤回するべきだ！

現在、大田運輸区分会の執行委員長に対して、本人希望を無視した会社からの「不法かつ不当な異動の懲憑」が行われた。組合員の信任を得た分会の最高責任者である執行委員長に対する異動の懲憑は、組合運営の支障と、組合員に不利益が生じ、この「不法かつ不当な異動の懲憑」は、会社による人事権の乱用、支配介入・組織破壊である。

また、執行委員長はこの間、大田運輸区の労働者過半数を務め、今回の労働者代表者選挙にも立候補していた。そのことからすると、今回の「不法かつ不当な異動の懲憑」は「労働基準法施行規則 第6条の2項」にも違反している。

労働基準法施行規則 第6の2

③ 使用者は、労働者が過半数代表者であること若しくは過半数代表者になろうとしたこと又は過半数代表者として正当な行為をしたことを理由として不利益な取り扱いをしないようにしなければならない。

2021年12月に、田町運輸区分会の執行委員長へ「不法かつ不当な強制異動」が行われた。このことは、東京都労働委員会で現在救済申立の審議中である事から、今回の蛮行は、故意におこなわれていると言わざるを得ない。

JR東日本は「JR東日本グループのコンプライアンスに関する取組み」(2013年4月改)で「法令順守及び企業倫理に関する指針」として、10項目を世間に打ち出している。1. 法令順守に始まり、10. 問題への対処で締めくくられているが、今回の大田運輸区分会の執行委員長に対する「不法かつ不当な異動懲憑」という事態に、複数反していることが明らかである。「最早有言不実行」の事態に対し、人命を輸送する使命も帯びていないことは明らかであると言える。当然にも、執行委員長の異動懲憑だけが「不法行為だ」「不当だ」と言うことではないが、組織の長へのこのような蛮行が許されれば、いくらでも許されるということになる。

私たちは、何の会社で何をしているのだろうか。そのことを考えればこの会社により繰り返えされる蛮行を許してはいけない。共に連帯して闘おう！

**会社は、即時にこの大田運輸区分会の執行委員長
に対する「不法かつ不当な異動の懲憑」を撤回しろ！！**

またもコンプライアンスを謳うJR東日本で、
コンプライアンス違反！